

第5章 計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書および環境影響評価準備書に対する意見と事業者の見解

5-1. 計画段階配慮事項ごとの調査、予測および評価の結果

計画段階環境配慮書における計画段階配慮事項ごとの調査、予測および評価の結果は、

表5-1-1に示すとおりである。

表5-1-1 計画段階配慮事項ごとの調査、予測および評価の結果

(1/3)

環境要素	調査の結果	予測の結果	評価の結果
大気質 騒音・振動 超低周波音 悪臭	事業実施想定区域およびその周辺地域における環境保全配慮施設の分布状況は、町道を挟んで南側に特別養護施設が隣接しているほか、北東側に鳥居平の集落が、南北側に松尾の集落が分布している。	住宅等および環境保全配慮施設は、事業実施想定区域から0.5kmの範囲に32件、0.5~1.0kmの範囲に365件、1.0~1.5kmの範囲に907件、1.5~2.0kmの範囲に1,295件、合計2,599件が分布している。最寄りの住居は事業実施想定区域の北東0.12kmの鳥居平集落に位置しており、最寄りの福祉施設は事業実施想定区域の南0.02kmに位置する特別養護老人ホーム白寿荘である。	事業実施想定区域から2kmの範囲内に住宅等が2,599件、特別養護老人ホーム等の環境保全配慮施設が24件存在し、最寄りの住宅については0.12km、最寄りの環境保全配慮施設については0.02kmに位置していることから、大気質・騒音・超低周波音・振動・悪臭について重大な影響を及ぼす可能性が否定できないと考えられるため、今後の事業計画の検討や立地企業の誘致にあたっては、これらの住宅等との位置関係に留意し、発生源の配置や数量等を検討することにより大気質・騒音・超低周波音・振動・悪臭による住宅等への重大な影響は実行可能な範囲内で回避または低減されるものと評価した。
水象 水質 底質	事業実施想定区域およびその周辺地域における河川・ため池等の水域の分布状況は、事業実施想定区域内に1箇所ため池が存在している。また事業実施想定区域内から北西方向へ野川が流下しており、佐久良川に合流している。	事業実施想定区域の下流方向2kmの範囲に存在する水域は河川では野川および出雲川である。ため池は19箇所存在しており、事業実施想定区域内に位置しているのは電気溜のみである。	事業実施想定区域の下流2kmの範囲内に河川が2本、ため池が19箇所存在し、野川については事業実施想定区域からの雨水が流下することから、水象・水質・底質について重大な影響を及ぼす可能性が否定できないと考えられるため、今後の土地利用や造成工事にかかる計画の検討にあたっては、これらの河川等との位置関係に留意し、影響を低減するための対策を検討することにより水象・水質・底質による河川等への重大な影響は実行可能な範囲内で回避または低減されるものと評価した。
地下水	事業実施想定区域およびその周辺地域における、住宅等および工場等の地下水利用の可能性のある施設の分布状況は、事業実施想定区域の近傍では北側から西側にかけて多くの企業が立地しているほか、東側に1箇所、南側に2箇所の農業施設が存在している。住宅等については北東側に鳥居平の集落が、南西側に松尾の集落が分布している。	地下水利用の可能性がある住宅等は事業実施想定区域から0.5kmの範囲に32件、0.5~1.0kmの範囲に365件、1.0~1.5kmの範囲に907件、1.5~2.0kmの範囲に1,295件、合計2,599件が分布している。最寄りの住居は事業実施想定区域の北東0.12kmの鳥居平集落に位置しており、工場等は事業実施想定区域の北西に東リ物流株式会社中央物流センター等が位置している。	事業実施想定区域から2kmの範囲内に住宅等が2,599件、工場や農業施設が30件存在し、最寄りの住宅については0.12km、事業所、工場については0.02kmに位置していることから、地下水について重大な影響を及ぼす可能性が否定できないと考えられるため、今後の事業計画の検討や立地企業の誘致にあたっては、これらの住宅等との位置関係に留意し、揚水井戸の配置や数量等を検討することにより地下水への重大な影響は実行可能な範囲内で回避または低減されるものと評価した。

環境要素	調査の結果	予測の結果	評価の結果
動物	既存調査資料では、事業実施想定区域を含む日野町とその周辺で7目14科29種の哺乳類、17目45科136種の鳥類、2目8科20種の両生類、2目8科14種の爬虫類、22目323科2,073種の昆虫類、8目17科47種の魚類、6門8綱23目87科203種の底生動物の生息が確認されている。この内、注目すべき種については、事業実施想定区域およびその周辺の環境と注目すべき種の生息環境・生態等を比較・検討した結果、哺乳類については5種が生息の可能性が高い・またはあると、鳥類については45種が生息の可能性が高い・またはあると、両生類・爬虫類については20種が生息の可能性が高い・またはあると、昆虫類については58種が生息の可能性が高い・またはあると、水生生物については33種が生息の可能性が高い・またはあると判断される。	事業実施想定区域内で生息の可能性が高い・またはある種については、土地の改変および重機の稼働により影響を受けると予測する。なお、事業実施想定区域は注目すべき生息地であるイヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーンに該当せず、影響は無いと予測する。	既存調査結果から抽出された注目すべき動物276種のうち、161種が事業実施想定区域内または下流河川において生息・繁殖の可能性が高い、またはあると考えられることから、事業の実施により影響を受けると予測され、注目すべき種への重大な影響の可能性があると考えられる。事業の性質上、土地および植生の改変は避けられないが、今後実施する現地調査で注目すべき種の生息・繁殖状況を詳細に把握した上で、残置森林の配置などの土地利用計画、緑化計画について影響を低減するための対策を検討することにより動物への重大な影響は実行可能な範囲内で回避または低減されるものと評価した。
植物	既存調査資料では、事業実施想定区域およびその周辺で29の植生単位および土地利用が確認されており、また事業実施想定区域を含む日野町とその周辺で168科1,738種の高等植物の生育が確認されている。注目すべき群落については事業実施想定区域内および事業実施想定区域の近傍に分布するものは10タイプである。また注目すべき植物種については事業実施想定区域およびその周辺の環境と注目すべき植物種の生育環境を比較・検討した結果、179種が生育の可能性が高い・またはあると判断される。	事業実施想定区域内に分布する可能性が高い植物群落、生育の可能性が高い・またはある植物種については、土地の改変による影響を受けると予測する。	既存調査結果から抽出された注目すべき群落10タイプの内、ハンノキ林とヨシクラスの2タイプが事業実施想定区域内に分布する可能性があり、事業の実施により影響を受けると予測された。また注目すべき植物237種のうち、179種が事業実施想定区域内において生育の可能性が高い、またはあると考えられることから、事業の実施により影響を受けると予測された。巨樹・巨木については事業実施想定区域内で確認されておらず、事業の実施による影響はないと予測されたが、注目すべき群落、注目すべき植物種への重大な影響の可能性があると考えられる。事業の性質上、土地および植生の改変は避けられないが、今後実施する現地調査で注目すべき群落および注目すべき種の生育・分布状況を詳細に把握した上で、残置森林の配置などの土地利用計画、緑化計画について影響を低減するための対策を検討することにより植物への重大な影響は実行可能な範囲内で回避または低減されるものと評価した。
生態系	重要な自然環境のまとまりの場として、事業実施想定区域内には環境影響を受けやすい場としてヨシクラスと、環境保全の観点から法令等により指定された場の水源森林区域、法令等に指定されていないが地域により注目されている場のハンノキ林が存在している。	事業実施想定区域内分布する重要な自然環境のまとまりの場は、面整備により多くが消失すると予測する。また工事中の重機の稼働、企業立地後の工作物の供用により、事業実施想定区域周辺に存在する森林区域において植物や動物の種組成が変化することで注目すべ	既存資料から抽出された重要な自然環境のまとまりの場のうち、事業実施想定区域内に存在する水源森林区域やハンノキ林、ヨシクラスは多くが消失すると予測された。また工事中の重機の稼働、企業立地後の工作物の供用により、事業実施想定区域周辺に存在する森林区域において植

環境要素	調査の結果	予測の結果	評価の結果
生態系		き種への影響を生じる可能性もあると予測する。	物や動物の種組成が変化することを注目すべき種への影響を生じる可能性もあると予測され、重要な自然環境のまとまりの場への重大な影響の可能性があると考えられる。事業の性質上、土地および植生の改変は避けられないが、今後実施する現地調査で重要な自然環境のまとまりの場の状況を詳細に把握した上で、残置森林の配置などの土地利用計画、緑化計画について影響を低減するための対策を検討することにより生態系への重大な影響は実行可能な範囲内で回避または低減されるものと評価した。
景観	事業実施想定区域は丘陵地の上部に位置しており、事業実施想定区域中央の谷へ向かって傾斜していること、周辺の段丘や丘陵地に囲まれていることなどから、周辺から眺望できる場所は事業実施想定区域に近い場所に限られている。また、景観資源は事業実施想定区域内および事業実施想定区域の近傍には存在しない。	主要な眺望地点は事業実施想定区域に接する国道307号、町道 石原・鳥居平線などの道路であり、土地の改変の影響は無いと予測する。また景観資源についても事業実施想定区域内には存在しないため影響は無いと予測する。主要な眺望景観の変化の程度については、現況はアカマツ林、コナラ林などの二次林が事業実施想定区域内の多くを占めており、いわゆる里山景観となっているが、視野内に事業実施想定区域が占める割合が高い国道307号や町道 石原・鳥居平線については土地の改変直後は造成裸地や法面が視野の多くを占めるようになり、企業立地後は国道307号西側の工業団地のような人工的な要素の多い景観になると予測する。その他の眺望地点についても視野の一部が人工的な景観になると予測する。	主要な眺望地点、景観資源とともに事業実施想定区域内には存在せず、改変しないため重大な影響の可能性は無いものと評価する。主要な眺望景観については、現状の里山景観から人工的な要素の多い景観に変化すると予測され、主要な眺望景観への重大な影響の可能性があると考えられる。事業の性質上、土地および植生の改変は避けられないが、今後実施する現地調査で景観の状況を詳細に把握した上で、残置森林の配置などの土地利用計画、緑化計画について影響を低減するための対策を検討するとともに、誘致企業に対しても景観に配慮した建物の意匠となるよう配慮を求めるなどの要請を行うことにより景観への重大な影響は実行可能な範囲内で回避または低減されるものと評価した。

5－2. 計画段階環境配慮書に対する意見と事業者の見解

(1) 知事意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

なお方法書記載の段階で方針として記載した内容で、環境影響評価の過程で実施したものについては結果を示した。

(1/2)

意見	事業者の見解
1. 全般的事項	
(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。 今後の手続きを進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。	事業の実施に当たり、各種法令等を遵守し環境保全に配慮します。また必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。 今後の手続きを進めるに当たり周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者に対し、積極的に情報提供や説明を行い、事業内容を周知・説明して理解を得るよう努力します。
(2) 地域の災害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で重要な役割を果たす森林については、その機能を適切に評価し、本事業実施による環境影響を回避または低減するよう配慮すること。	事業の性質上、森林の改変による保水能力や生態系等への影響は避けられないため、対象事業実施区域内には林帯幅概ね30mの残置森林または造成森林を配置するとともに造成森林には高木性樹種の苗木H=1.0mを2,000本/haの密度で植樹し、植樹下部には種子吹付(三種混合：メドハギ・ヨモギ・チガヤ)により植栽を施し緑化に努めるほか、表土のまきだしにより再森林化を試みます。
(3) 本事業実施後の工作物の供用による影響評価に当たっては、立地する工場等の種類や規模等を適切に想定した上で調査・予測方法を検討すること。	立地企業の種類や規模については現段階では未確定ですので、予測の条件について立地が想定される業種と敷地面積から各種原単位や既存事例を参考に最大限影響がありそうな条件を含む複数のケースを設定して予測を行い、感度分析を実施しました。
(4) 環境影響評価項目として選定されない環境要素について、方法書以降の過程で必要であると判断された場合は、追加で調査、予測および評価を行うこと。	環境影響評価項目では重大な影響のおそれはないとして選定しなかった項目のうち、地形・地質、地盤、土壤、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス、文化財、伝承文化については方法書以降の過程において必要と判断したため、環境影響評価項目に追加しました。

意見	事業者の見解
(5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討するがないようすること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先しました。
2. 個別的事項	
(1) 大気環境 事業実施想定区域の周辺には、特別養護老人ホームなど環境保全上の配慮を要する施設や住宅が位置しているほか、通勤時間帯の国道307号では渋滞が発生している。 本事業の実施および実施後の供用により、工事や道路交通量の増加に伴う大気汚染・騒音・低周波騒音・振動により生活環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。	対象事業実施区域周辺の環境保全上、配慮を要する施設や住宅の分布状況を踏まえて環境の現況を把握し、造成工事や施設の供用、交通量の増加等による環境影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されましたが、供用後の騒音・振動・低周波音については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、宅地①Aについては敷地境界における騒音・振動レベルを、⑩、⑪については敷地境界における騒音レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売します。白寿荘周辺の他の宅地についても低騒音・低振動の企業を優先し、既存工場等が操業している企業については現地視察で状況を確認する等の環境保全措置を講じます。低周波音については130デシベル以下になるよう要請します。また白寿荘前の交通量が少なくなるよう、北側への関連車両が工業団地内道路から町道鳥居平安部居線を経由し、東リ前の三叉路を通行できるよう日野町に対して早期の道路改良を要望します。
(2) 水環境 土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の流出等により水環境および水生生物等への影響が考えられることから、水環境の悪化による事業実施想定区域およびその下流地域の農業や漁業、希少動物等への影響ならびに洪水リスクの変化について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。	土地の改変に伴う森林の伐採および土地利用の変化による水量・水質への影響、対象事業実施区域下流域の農業や漁業、希少動物等への影響ならびに洪水リスクの変化について調査、予測した結果、いずれについても支障を生じることはなく、環境の保全上の目標と整合しており実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されます。
(3) 動物・植物・生態系 事業実施想定区域内およびその周辺の生物の生息状況等について、適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。なお、調査に当たっては、地元の団体が事業実施想定区域内で実施した野生植物の調査結果を参考にするよう配慮すること。	対象事業実施区域およびその周辺の生物の生息状況について現況が把握できるよう必要十分な調査を実施し、その際に地元の団体が実施した野生植物の調査結果も参考にしました。現況把握の結果と事業計画に基づき影響を予測した結果に基づき、造成森林部および法面形成時に樹林表土をまきだし、埋土種子による再森林化の促進、洪水調整池での湿地ビオトープの形成等の環境保全措置を講じることとしました。

(2) 日野町長意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第5項の規定に基づく環境の保全の見地からの日野町長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

(1/2)

意見	事業者の見解
1. 本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮すること。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行うこと。	本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。また、法令等に基づく許認可・届出等については関係行政機関と十分に協議を行います。
2. 水質・地下水 造成による土地の改変により、降雨等による濁水が事業実施区域内にあるため池や河川に流入する可能性があり、下流地域の農業や漁業、ため池に生息する希少動物等への重大な影響が懸念されることから、適切に調査を行ったうえで、予想および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。 農業では濁水防止対策を推進している。また、事業実施区域内にある野川は水質調査を定期的に実施しており、以前から関心の高い川である。このため、利用が予想される地下水と合わせて調査を行い、予測および評価すること。	対象事業実施区域内のため池については造成により消滅しますので現地調査で確認された注目すべき生物について移植等の保全措置を講じることとしました。また下流河川への影響については予測の結果、支障を生じることはなく、環境の保全上の目標と整合しており実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されます。事業所からの生活系排水、工場排水は下水道へ放流されるため、下流河川に影響を及ぼすことはないと考えられますが、造成工事中の濁水については影響を生じる可能性が考えられるため、調査、予測および評価を行いました。なお揚水試験の結果から地下水の利用は行わないこととしました。
3. 大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭 事業実施区域の南東側に特別養護老人ホームが隣接している他、2km圏内には環境保全配慮施設や住宅が数多く位置している。 このため、工事中および供用時、大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査を行ったうえで、予測および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。	対象事業実施区域周辺の環境保全上、配慮を要する施設や住宅の分布状況を踏まえて環境の現況を把握し、造成工事や施設の供用による環境影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されました。しかし、供用後の騒音・振動・低周波音・悪臭については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、宅地①Aについては敷地境界における騒音・振動レベルを、⑩、⑪については敷地境界における騒音レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売します。白寿荘周辺のその他の宅地についても低騒音・低振動の企業を優先し、既存工場等が操業している企業については現地視察で状況を確認する等の環境保全措置を講じます。低周波音については130デシベル以下になるよう要請します。悪臭については宅地①A、宅地③、宅地⑦、宅地⑧、宅地⑪は敷地境界における臭気指数を12以下で施設を運用できる企業に販売します。
4. 動物・植物 生息を支える生物多様性の豊かさは重要であるが、重要な植物群落には、減少・消失が懸念されるものもある。このため、希少性が高く絶滅のおそれが懸念される動植物の調査は丁寧に実施すること。	動植物の生態と、事業実施対象区域および周辺の立地や地形・地質、気候などを考慮して適切な時期に適切な場所で調査を実施し、生息・生育する貴重な動植物の状況を把握できるよう努力しました。

意見	事業者の見解
<p>町内の野生植物を調査している団体があり、今後、事業実施区域内で希少種の確認調査が実施される予定である。この調査の結果も踏まえて、動植物への影響を予測および評価を行い、影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>動植物への影響予測および評価に当たっては地元の団体が実施した野生植物の調査結果も踏まえました。現況把握の結果と事業計画に基づき影響を予測した結果に基づき、造成森林部および法面形成時に樹林表土をまきだし、埋土種子による再森林化の促進、洪水調整池での湿地ビオトープの形成等の環境保全措置を講じることとしました。</p>
<p>5. 交通量・渋滞・道路騒音・道路振動・大気汚染</p> <p>国道307号線は日野町の工業地帯を南北に走っており、通勤時間帯は特に交通量が多く、渋滞が発生している。</p> <p>本事業の工事および供用により、国道307号線および特別養護老人ホーム付近の道路交通量が増加する可能性があるため、道路交通に起因する騒音、振動および大気汚染による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、工業団地への進入道路を複数想定したうえで、交通量や渋滞を考慮して環境への影響を適切に予測および評価すること。</p> <p>また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の道路における現況交通量の把握に努め、事業の実施に伴う交通量の増加による大気汚染、騒音・振動への影響について、土地利用計画に基づく工業団地への進入道路について将来の交通量を設定し、環境への影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されましたが、供用後の騒音・振動については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、白寿荘前については北側への関連車両の一部が工業団地内道路から町道鳥居平安部居線を経由し、東リ前の三叉路を通行できるよう、日野町に対して早期の道路改良を要望することとしました。</p> <p>渋滞回避のため、公安委員会と協議を行い、国道307号からの接続については、左折IN, 左折OUTとなりました。左折INは渋滞緩和の為、橋本倉庫様から用地を買収して左折レーンを設置し、対象事業実施区域へスムーズに入るよう計画しました。また左折OUTについては、対象事業実施区域内で一旦停止を設けました。町道石原鳥居平線からの接続については対象事業実施区域の一部を使用して本線シフト区間と右折レーンを設けました。</p>
<p>6. 地域住民などへの事業周知</p> <p>地域住民や農業者に対しては、説明会を開催する等、積極的に情報提供することで、事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得ること。</p>	<p>今後の手続きを進めるに当たり地域住民や農業者に対し、説明会等で積極的に情報を提供し、事業内容等を周知・説明して理解を得るよう努力します。</p>

(3) 住民意見とそれに対する事業者の見解

平成31年2月8日から平成31年3月22日までの間に住民から意見は提出されなかった。

5－3. 環境影響評価方法書に対する意見と事業者の見解

(1) 知事意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

(1/3)

意見	事業者の見解
1. 全般的事項	
(1) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。 今後の手続きを進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者、近隣の工場等に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。	事業の実施に当たり、各種法令等を遵守し環境保全に配慮します。また必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。 今後の手続きを進めるに当たり周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者、近隣の工場等に対し、積極的に情報提供や説明を行い、事業内容を周知・説明して理解を得るよう努力します。
(2) 対象事業実施区域の北側に隣接する造成済みの土地については、対象事業実施区域と一体で工業団地を形成するものと考えられる。環境影響評価に当たっては、当該土地における事業等も考慮の上、必要な調査、予測および評価を行い、本事業の実施による環境への影響の回避または低減を図ること。	北側の既存造成地およびここに立地する企業については供用後の環境影響評価区域に含め、一体として環境への影響を予測・評価しました。
(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようすること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先しました。
2. 個別的事項	
(1) 大気環境および騒音・振動 大気質について、蒲生地域気象観測局における風配状況からは、対象事業実施区域の西側に位置する湖南サンライズ付近にも影響を及ぼすことが懸念されるため、当該地域において大気質の予測および評価を行うこと。	対象事業実施区域内での気象の通年観測と大気質調査地点での4季の気象観測によると、対象事業実施区域およびその周辺の風況は北－南方向の風が卓越しており(p.153、図7-1-8参照)、湖南サンライズが風下となる東からの風の頻度は低いため、予測・評価地点としては選定しませんでした。

意見	事業者の見解
<p>調査、予測および評価に当たっては、対象事業実施区域の周辺には特別養護老人ホームや住宅等が多数位置していること、国道307号の通勤時間帯は特に交通量が多く、対象事業実施区域の周辺はアップダウンやカーブが多く慢性的に交通渋滞が生じやすい路線特徴であることなどを十分考慮し、必要に応じて調査回数の追加等を検討すること。</p>	<p>騒音・振動・交通量の調査は、交通渋滞が発生しやすい状況で現況が把握できるよう、実施時期の選定を考慮し、秋季と春季の平日で交通量が多いと考えられる時期に調査を実施しました。(p. 211、表7-2-2参照)</p>
<p>(2) 水環境および生物環境</p> <p>水質の調査地点については、本事業の実施に伴う影響を適切に調査、予測および評価するため、対象事業実施区域の直下等、より近傍に調査地点を設定することについて検討すること。</p> <p>また、対象事業実施区域の周辺は、濁水防止の取組など環境に配慮した農業が営まれている地域である。こうした地域の取組状況等を踏まえ、河川の底質、さらに水生生物についても影響を予測および評価できる調査地点の追加を検討すること。</p> <p>流出量の変化に伴う利水への影響評価に合理式は適切でないため、別途、低水評価手法を検討すること。</p>	<p>水象・水質・底質および水生生物の調査地点については、本事業の実施に伴う影響を適切に予測・評価できるよう、対象事業実施区域の最下流で取水堰近傍に調査地点を追加しました。あわせて対象事業実施区域周辺における濁水防止など環境に配慮した農業の取組状況を踏まえ、水質・底質については対象事業実施区域の上流側に調査地点を追加しました。(p. 248、図7-4-1、p. 256、図7-5-1、p. 342、図7-11-7、調査地点位置図参照)</p> <p>流出量の変化に伴う利水への影響評価については森林面積の変化を基にした計算式により行いました。</p>
<p>(3) 景観</p> <p>景観の保全に当たっては、工作物を樹木で遮蔽することが重要である。植栽した樹木は残置された樹木に比べて生育が悪くなることを踏まえ、土地利用計画から景観上の影響が懸念される地点がある場合は、当該地点の調査および予測地点への追加を検討すること。</p>	<p>工事後の造成森林については樹木の生長に時間を要し、周辺地域から工業団地を見通せる期間が長くなる可能性があることから、国道307号から造成森林区域を通して工業団地が見える地点を調査地点として追加しました。(p. 490、図7-14-1参照)</p>
<p>(3) 廃棄物</p> <p>対象事業実施区域において伐採される樹木について、適切な現存量の調査、予測および評価を行い、可能な限り再利用を行うなど環境負荷の低減に配慮すること。</p>	<p>伐採に伴い発生する廃棄物量を把握するため、毎木調査を実施し発生量を算定ました。(p. 505~508参照)</p> <p>伐採樹木の内、概ね直径12cmを越える幹材はパルプ材料等として売却し、資源の有効利用を図ることとしています。また枝葉、細い幹、根株につ</p>

意見	事業者の見解
	いては産業廃棄物として搬出し処理を委託しますが、中間処理後に燃料や堆肥原料として有効利用が図られるよう、委託先の選定に留意します。また細い幹材等、対象事業実施区域内で杭等の工事に使用できる資材については可能な限り利用し、環境負荷の削減に努めます。

(2) 日野町長意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第5項の規定に基づく環境の保全の見地からの日野町長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

意見	事業者の見解
1. 全体 本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮すること。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行うこと。	本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行います。
2. 環境影響評価区域の設定 対象事業実施区域内北側の調整池は、対象事業実施区域外北側の既存造成地の造成に伴い設置されたものである。また、この既存造成地の交通は対象事業実施区域内の道路と大きく関係するなど、この既存造成地と本造成事業は一体として機能するものと考えられる。さらに、既存造成地の事業実施者は、この環境影響評価の事業者と同人であるとともに、造成時期は本造成事業と時期も近接している。 については、北側の既存造成地を環境影響評価区域に含め、一体として環境への影響を予測・評価すべきである。	北側の既存造成地およびここに立地する企業については供用後の環境影響評価区域に含め、一体として環境への影響を予測・評価しました。

意見	事業者の見解
<p>3. 大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭</p> <p>対象事業実施区域の南側に特別養護老人ホームが隣接しているほか、2km圏内には環境に配慮を要する施設、住宅等が数多く位置している。また、対象事業実施区域の北東側には鶏舎がある。</p> <p>このため、工事中および供用時、大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への重大な影響が懸念されることから、周辺の生活環境への影響を季節ごとに調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ周辺での影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、各々の環境要素について現況を適切に把握できるよう調査を行い、事業の実施による生活環境への影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されましたが、供用後の騒音・振動・低周波音・悪臭については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、宅地①Aについては敷地境界における騒音・振動レベルを、⑩、⑪については敷地境界における騒音レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売します。白寿荘周辺の他の宅地についても企業誘致に当たっては低騒音・低振動の企業を優先し、既存工場等が操業している企業については現地視察で状況を確認する等の環境保全措置を講じます。低周波音については130デシベル以下になるよう要請します。悪臭については宅地①A、宅地③、宅地⑦、宅地⑧、宅地⑪は敷地境界における臭気指数を12以下で施設を運用できる企業に販売します。</p>
<p>4. 交通量・渋滞・道路騒音・道路振動・大気汚染</p> <p>国道307号は日野町の工業地帯を南北に走っており、通勤時間帯は特に交通量が多く、渋滞が発生している。また、特に対象事業実施区域周辺はアップダウンやカーブがあるため、慢性的に交通渋滞が発生しやすい個所である。</p> <p>本事業の工事および供用により、国道307号および特別養護老人ホーム付近の道路交通量が増加する可能性があるため、道路交通に起因する騒音、振動および大気汚染による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>交通渋滞の発生しやすい路線特徴を考慮したうえで、工業団地への進入道路を複数想定し交通量や渋滞を考慮した環境への影響を適</p>	<p>大気質・騒音・振動の影響予測に当たっては、当該路線の特徴を踏まえ、土地利用計画に基づく工業団地への進入道路について将来の交通量を設定し、環境への影響を予測・評価した結果、工事中の大気質・騒音・振動および供用後の大気質については予測結果は環境の保全上の目標と整合が取れていることから、実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されましたが、供用後の騒音・振動については予測結果が環境の保全上の目標と整合していませんので、影響の回避または低減のため、白寿荘前については北側への関連車両の一部が工業団地内道路から町道鳥居平安部居線を経由し、東リ前の三叉路を通行できるよう、日野町に対して早期の道路改良を要望する</p>

意見	事業者の見解
<p>切に予測および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>こととしました。</p> <p>渋滞回避のため、公安委員会と協議を行い、国道307号からの接続については、左折IN, 左折OUTとなりました。左折INは渋滞緩和の為、橋本倉庫様から用地を買収して左折レーンを設置し、対象事業実施区域へスムーズに入るよう計画しました。また左折OUTについては、対象事業実施区域内で一旦停止を設けました。町道石原鳥居平線からの接続については対象事業実施区域の一部を使用して本線シフト区間と右折レーンを設けました。</p>
<p>5. 水質・地下水</p> <p>(1) 造成による土地の改変により、降雨等による濁水が対象事業実施区域内にあるため池や河川に流入する可能性があり、下流地域の農業や漁業、ため池に生息する希少動植物や生態系等への重大な影響が懸念される。また、西桜谷地区では野川を用水として環境にこだわった農作物が収穫されている。このため、工事中の土砂等の流出に伴う水質の悪化および汚濁は、農業に重大な影響が懸念される。については、濁水の流出による動植物の生息・生育や農作物への影響について調査予測および評価を行い、その結果を踏まえて水環境への影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>(1) 造成工事に伴う濁水流出による下流河川の水質、水生生物、農作物への影響について調査・予測・評価を行った結果、いずれについても支障を生じることはなく、環境の保全上の目標と整合しており実行可能な範囲で影響を回避または低減できていると評価されます。</p> <p>なお対象事業実施区域内に存在する2ヵ所のため池については、埋め立てることとしていますので、現地調査結果と工事計画を踏まえ、移植等の保全措置を講じることとしました。</p>
<p>(2) 野川の水質調査地点は、対象事業実施区域から1,000m程度離れた下流（方法書p. 108、図6-2-4におけるNo.2）で計画されているが対象事業実施区域から当該地点までの間には既存の他の事業場からの排水が流入しており、対象事業実施区域の汚濁負荷を適切に把握することが困難と考えられる。また、対象事業実施区域の上流での調査地点が設定されておらず、対象事業実施区域から発生する汚濁負荷を適切に把握することが困難と考えられる。</p> <p>については、対象事業実施区域の直近上流および直近下流に調査地点を設定するなど、対象事業実施区域に起因する汚濁量を適切に把握できる地点を設定すること。</p>	<p>(2) ご指摘を踏まえ、対象事業実施区域直下と対象事業実施区域の上流に調査地点を追加し、対象事業実施区域からの影響を的確に把握できるよう考慮しました。</p>

意見	事業者の見解
(3) 立地する工場からの排水は、公共下水道へ放流するとされているが下水受け入れ先の状況を調査し、受け入れの可否について正確に判断し、これをもとに予測評価すること。	(3) 担当部局との協議の結果、上水道については最大500m ³ /日を供給していただけることを確認しております。また下水道については最大500m ³ /日が放流可能であることを確認しております。
(4) 地下水の利用を考えられているが揚水する地下水の量等を可能な範囲で正確に見込み、これをもとに予測評価すること。	(4) 2本の試掘井戸を用いて実施した揚水試験の結果、十分な揚水可能量が見込めないことが判明しましたので、地下水の利用は行わないこととしました。工業用水が必要な場合は上水道によりまかぬ必要がある旨、重要事項説明書に記載します。
6. 土壤環境 造成後の土地の安全を確保および確認できるように造成前後の土地の地質や地形、造成用土や造成工法等の情報について、必要に応じて提供できることにする。	造成前後の土地の地質や地形、造成用土や造成工法等の情報については必要に応じて提供いたします。
7. 動物・植物 対象事業実施区域およびその周辺における生物多様性の豊かさは、本町においても大変重要であるが、事業の実施に伴い減少・消失が懸念されるものもある。希少種等が確認できた場合には、慎重な対応を行うことはもちろんのこと、生態系の保全の観点から動植物の包括的な保護対策を講じること。	現地調査の結果、注目すべき種として動物125種(p. 380～392)、植物23種(p. 451～454)が確認されました。また植物群落として33タイプが確認されており、生態系保全の観点から、注目すべき種の移植、森林および湿地の再生等の環境保全措置を講じることとしました。
8. 発生した廃棄物の処理 造成事業にあたっては多量の廃棄物の発生が見込まれる。適切な廃棄物の処理はもちろんのこと、再利用可能な廃棄物については、極力再利用すること。 また、可能な限り事業区域内での再利用を進めるなど、総合的な環境負荷の削減に努められたい。	伐採樹木の内、概ね直径12cmを越える幹材はパルプ材料等として売却し、資源の有効利用を図ることとしています。枝葉や根などは廃棄物として処理を委託しますが、中間処理後に燃料や堆肥原料として有効利用が図られるよう、委託先の選定に留意します。また細い幹材等、対象事業実施区域内で杭等の工事に使用できる資材については可能な限り利用し、環境負荷の削減に努めます。
9. 協議会の加入、設立 造成事業が進み、今後企業の進出が予想されるが、区域の窓口として、また、社会的貢献活動にも寄与いただく協議会の加入、設立に努められたい。	既存造成地および今回の造成区域に企業が立地した段階で当社も含めた協議会を設立し、地域社会への貢献に努めます。

意見	事業者の見解
10. 地域住民などへの事業周知 (1) 地域住民に対しては、説明会を開催する等、積極的に情報提供することで、事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得ること。 (2) 近隣の工場等に対して、十分な周知を図ること。	(1) 地域住民に対しては、事業計画等について説明会を開催し、周知・理解を得て事業を進めます。 (2) 近隣の工場等についても、事業計画等について十分協議・周知を行います。

(3) 環境影響評価方法書に対する住民意見およびそれに対する事業者の見解

令和元年8月9日から令和元年9月24日までの間に住民から意見は提出されなかった。

5－4. 環境影響評価準備書に対する意見と事業者の見解

(1) 知事意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第18条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

(1/8)

意見	事業者の見解
<p>(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。</p> <p>本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。</p>	
1. 全般的な事項	
<p>(1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、準備書の記載を点検し、誤植等および不整合のある箇所を修正しました。</p> <p>また準備書の記述を確認し、できる限り平易な表現となるよう努めました。</p>
<p>(2) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者のほか、近隣の工場等に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。</p>	<p>農業者を含む地域住民、漁業者、近隣企業者や事業者に対して、許可後の工事着手時、工事中、工事完了時等、今後も適切な時期に周知・情報提供や説明を行い、理解を得るよう努めます。</p>
<p>(3) 本事業は工業団地の造成事業であり、立地する企業の業種、建築物等が未定であるため、これらの条件を想定して供用後の事業実施による環境影響評価を行っている。このため、想定を超える環境影響が認められる可能性のある環境要素については、事後調査の実施およびその他適切な方法により供用後の状況の把握に努めるとともに、必要に応じて追加の対策を検討すること。また、事後調査等を要しない場合はその理由を示すこと。</p>	<p>ご指摘のとおり、供用後の建物の計画については現時点で定まっていないものの、今回予測した条件は建坪率、容積率から設定しており、立地企業の業種についても3パターン設定し、環境影響評価を実施していることから、環境への負荷が著しく増大することは想定されず、新たに大きな影響が生じる可能性は小さいことから、関連する項目については事後調査を実施しないとの記述を追加しました。(評価書p.561)</p> <p>またご指摘を踏まえ、企業誘致にあたり想定を超える環境影響が認められる可能性が発生した場合は該当する環境要素について事後調査を実施するほか、適切な方法により供用後の状況の把握に</p>

意見	事業者の見解
	努めるとともに、必要に応じて追加の対策を検討する旨追記しました。(評価書p. 528、p. 573)
(4) 対象事業実施区域は山林および原野が大部分を占めており、土地の改変区域には多様な動植物の生息が確認されている。このため、生息が確認された動植物の希少性および影響の程度にかかわらず、できる限りの環境保全措置を講ずること。	<p>対象事業実施区域内で生育が確認された注目すべき植物種に対しては、影響の程度が中程度または大きい場合のみならず、緑地帯や造成森林の一部に表土を巻きだす等の対策により可能な限り対応します。</p> <p>動植物の調査については専門家に依頼しており、移植等の保全措置についても専門家に助言や提案を頂き事業を実施致します。動植物の包括的な保護対策並びにモニタリング計画については、第8章、第9章に記載のとおりです。なお、事後調査の結果により、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、また事後調査・環境保全措置の報告については条例の定めに従い、県に送付し縦覧します。</p>
(5) 事後調査のほか、追加で実施される対策等が立地企業、工業団地協議会等事業者以外の者により実施される場合は、これらが適切に実施されるよう、事業者としてできる限りの対策を講じること。	<p>事後調査については、協議会設立までは事業者により実施していくこととなります。供用後に設立予定の工業団地協議会には事業者も一定期間参加を予定しており、立地企業とともに継続して事後調査を確実に実施します。</p> <p>移植先である各調整池の湿地環境や工場敷地間にある林帶の維持管理については、工業団地に立地する企業が個々に管理することは難しいと考えており、設置する工業団地協議会で実施する方針で進めています。また法面の緑地や残置森林、造成森林は、森林法に基づき県と管理協定を締結することとなっています。この協定は事業者から立地企業に承継されることとなっており、内容については、森林法許可時に確定しますので重要事項説明時に責任を以って対応いたします。</p>
(6) 事業実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。	本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議し、諸手続きを行います。

意見	事業者の見解
2. 個別的事項	
<p>(1) 大気質</p> <p>粉じんの評価について、環境の保全上の目標として設定された値はスパイクタイヤ粉じんを対象とした目標値であり、過大な数値となっているため、予測結果が整合している場合であっても環境影響が小さいとは限らない。このため、事業実施に際して適切な対策を講ずること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「予測結果は現況値を加えても目標を十分下回る」との表現については「工事による寄与は現況値と同程度で粉じん濃度の増加の程度は大きいものの、目標値は下回っている」と修正するとともに、用いた粉じんの指標が過大な数値であることを十分に考慮し、工事の実施に当たっては当初からの粉じん対策である散水に加えて、工事車両の通行経路に可能な限り鉄板を敷設することにより飛散防止を図る旨、追記しました。(評価書p. 195、p. 223)</p>
<p>(2) 騒音・振動・低周波音</p> <p>工事中の重機類稼働による騒音・振動の影響予測について、不確実性が生じる可能性があるため、継続的なモニタリングを行うこと。その結果に応じて追加の環境保全措置を講じる等、周辺の生活環境への影響の低減に努めること。</p> <p>供用後の施設稼働による影響を低減するための環境保全措置として、一部の区画の騒音レベルや振動レベルを規制基準より5デシベル程度下げて施設を運用できる企業に販売することで、対象事業実施区域の近傍にある社会福祉施設に配慮することとしている。このため、本措置を実施した場合の予測結果を示し、その有効性を明らかにすること。</p> <p>本事業実施により、交通量が変化し、騒音・振動・低周波音による生活環境への影響が生じる可能性がある。このため、工事中は関係車両の通行を適切に管理するとともに、供用後の交通量の分散化に向けた対策についても検討すること。</p>	<p>ご指摘の通り、重機の小型化による騒音低減の効果については台数の増加等による不確実性は避けられないと考えられるため、この期間については騒音・振動を継続的にモニタリングして、必要に応じて遮音壁などの追加対策を講じる旨、評価書に追記しました。(評価書p. 253、p. 573～p. 574)</p> <p>ご指摘を踏まえ、販売先の立地企業が敷地境界において、どの程度の騒音レベル・振動レベルで施設を運用すれば、鳥居平新田・白寿荘での将来レベルがどの程度に抑えられるかを評価書で例示しました。(評価書p. 254)</p> <p>なお工事中および供用時の環境影響についての予測・評価結果に基づき、進出を希望される企業に訪問して現状把握を行い、低騒音・低振動の企業を優先して誘致します。また地域住民とのトラブルを回避するため、事前に住民説明会を行うことを誘致条件と致しております。</p> <p>工事中は関係車両の通行を適切に管理するとともに、供用後の関係車両交通の分散化も含めて工業団地全体として騒音・振動・低周波音を削減するような枠組みについて、立地企業・日野町とともに構築を検討します。また事業者として立地企業に対して送迎シャトルバスの運用を検討するよう要請するほか、日野町に対しても町営バスの路線開設を要請する旨追記しました。(評価書p. 255)</p>

意見	事業者の見解
<p>(3) 水象</p> <p>土地利用の改変による治水の影響予測について、設置する洪水調整池の容量の妥当性だけでなく、その効果についても予測評価を実施すること。その際、解析に用いた洪水到達時間等のパラメータを適切に設定し、その根拠を示すこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、洪水到達時間等の設定根拠を追記するとともに、洪水到達時間の10分間を計算単位時間に使用した旨を記載しました。</p> <p>治水の効果については、造成前、および造成後に洪水調整池がある場合と無い場合について、洪水調整池設計条件の対象降雨時における対象事業実施区域直下流の河川への流出量を比較することにより造成による影響を予測・評価しました。 (評価書p. 266～p. 270)</p>
<p>また、洪水調整池については、水生生物の移植先としての利用を想定していることから、洪水調整機能や濁水発生防止機能を保持しつつ、ビオトープとしての機能も発揮させる必要があるため、その管理計画を具体的に示すこと。</p> <p>土地利用の改変による利水への影響予測について、土地の改変前後における流域の森林面積比率を基にした予測評価のみでなく、環境保全措置を実施したことによる影響低減の効果を含めた予測評価を実施することが望ましい。このため、植栽した樹木等が十分生育した状態での予測評価についてもあわせて実施すること。その際、降雨が大気へ蒸発することや、農業用水として利用する時期を勘案すること。</p>	<p>洪水調整池の調整容量や貯砂容量には十分な余裕があり、形成される疎林および草本群落の現存量は調整容量・堆砂容量の余裕と比べて十分少なく、洪水調整機能や濁水防止機能に支障をきたすおそれはないと考えます。</p> <p>洪水調整池の管理のうちビオトープとしての機能を維持するために必要な事項については、日野町と締結する管理協定の中で記載します。管理協定は工事中の内容ではなく、工事完成後に構造等について滋賀県(都市計画課、森林保全課)および日野町の検査を受け合格し、帰属登記を行った後に、供用時の管理内容について協定内容を協議して締結しますので、評価書段階で計画を具体的に示すことはできません。なお協定内容については締結後に関係機関へ送付します。</p> <p>ご指摘を踏まえ、改変前、工事竣工直後、植栽が成長した時点の3ケースで、灌漑期（当該地域で早生品種の作付けが多いことから4月～8月としました）、非灌漑期、年間について、月別の降水量と月別土地利用別の蒸発散量および土地利用別面積を用いて、低水流出量の予測計算を行いました。なお水田の水利用は灌漑期に行われるため、予測評価もこの時期で行うのが現実的ですが、非灌漑期の方が現地調査でも計算結果でも低水時流量は少ないため、安全側の予測として年平均値で評価しました。(評価書p. 271～p. 273)</p>
<p>(4) 地盤</p> <p>土地の安定性に及ぼす影響予測について、斜面の安定性の予測評価のために選定した地点の根拠が不明確であるため、具体的に示す</p>	<p>ご指摘を踏まえ、切土部分については本編341ページの④が区域内で最も大きな切土斜面であり、④を除く残りの①～⑥は調整池があることから斜</p>

意見	事業者の見解
<p>こと。</p> <p>また、円弧滑り計算による斜面の安定性の予測結果については、基準を満足する結果となっているが、より確実に安定性を確保するための対策についても検討すること。</p>	<p>面解析の地点として選定した旨を追記しました。 (評価書p. 340)</p> <p>改変区域の土質調査は行っておりますが、代表地点の特性のみをもって予測を行っているため、予測地点として選択しなかった区域内の切土斜面および盛土斜面につきましては、現地盤の土質・地質、盛土材の特性等が解析諸元と同等か同等以上かを確認をすることが必要であり、また軟弱地盤上についての盛土は動態観測等の品質管理が最も重要と認識していますので、今後沈下量・隆起量および水平移動量の地盤変形観測や現地発生盛土材の土質試験を実施し、予測・評価の妥当性を確認する旨、評価書に追記しました。 (評価書p. 345～p. 346)</p> <p>また、施工時には湧水等にも留意致します。軟弱層以下の地層は固結粘土層となっており、法面保護のため泥吹付やネット張りを施し早期緑化を図る計画と致しております。</p>
<p>(5) 動物</p> <p>水生生物への影響予測について、水路の改変やため池の消失といった直接的な改変に対する全体の評価と個別の種の評価で整合性がない部分が認められるため、修正すること。</p> <p>対象事業実施区域内の緑地と周辺の森林とのつながりを残し、動物の移動経路を確保すること。また、ロードキルの発生を防ぐため、道路にアンダーパスを設置する等の環境保全措置を講じるとともに、その効果を確認するために事後調査を行うこと。</p> <p>希少種保護の観点から非公開としている猛禽類等の確認状況や予測結果のうち、不必要に秘匿としている箇所については記載を検討すること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、水路やため池の改変が水生生物全般に対して及ぼす影響について記載を追加しました。(評価書p. 451)</p> <p>改修する野川の両岸には約3m幅の管理通路を設置するよう日野町と協議しており、動物等の移動経路としても利用できるよう計画しておりますが、ご指摘を踏まえ、付替水路(野川)の3号調整池の上流側と下流側、1号調整池の上流側および2号調整池の上流側の4箇所に河川横断用の床板を、2号調整池の上流側の道路1箇所にアンダーパスを設置し、移動経路の確保とロードキルの回避を図るとともに、施設供用後についてロードキルの状況およびパスの利用状況をモニタリングする旨、追記しました。(評価書p. 457、p. 574)</p> <p>ご指摘を踏まえ、ハチクマおよびその他秘匿した種について、可能な限り本文に情報を記載しました。(評価書p. 404、p. 406～p. 407、p. 429、p. 432～p. 435)</p>

意見	事業者の見解
<p>(6) 植物</p> <p>法面等の緑化のため実施する種子吹き付けについて、林縁部の林床植生に影響を及ぼす可能性があるため、その防止対策を検討すること。また、期待される効果についても示すこと。</p> <p>供用後の樹木の植栽について、鳥類が捕食する液果植物だけでなく、森林構造を形成するための種を用いた植栽計画とし、その選定方針を示すこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、周辺植生への影響の低減措置として、造成地と残置森林の境界線部分に、残置森林内または周辺地域で採取した種子から育成した林縁性の低木（ウツギ、ヌルデ等）の苗木を植栽し、マント群落の形成を試みる旨と、マント群落の効果について記載を追加しました。 (評価書p. 493)</p> <p>また法面については吹付に使用する種子を可能な限り地域産種苗とします。</p> <p>植栽樹種の選定方針について植栽計画の項に、自然環境保全協定実施要領で野鳥の食餌樹木として例示されている、ウルシ科のヌルデ、ハゼノキ、ヤマハゼ、ヤマウルシ、モチノキ科のイヌツゲ、ゾヨゴ、ウメモドキ、バラ科のミヤコイバラ、ノイバラ、キンミズヒキ、ダイコンソウ、ニガイチゴ、ナガバモミジイチゴ、フユイチゴ、ナワシリイチゴ、カマツカ、ケカマツカ、アズキナシ、ウラジロノキ、ツバキ科のヤブツバキ、ヒサカキ、サカキ、クマツヅラ科のクサギ、ムラサキシキブ、ヤブムラサキの中から選定する旨と、表土にはコナラを初めとするブナ科の種子も含まれており、改変区域の表土を撒き出すことで長期的には現況の森林の再生につながると考えられるものの、種子からの成長には時間を要するため、現地採取した種子から育てた苗木による高木の植栽を行う旨を記載しました。(評価書p. 10)</p>
<p>(7) 動物・植物・生態系</p> <p>動植物の移植について、移植先の環境が再生・整備されていることを確認し、具体的な計画を立案した上で実施すること。継続的なモニタリングと適切な管理等を行い、移植地が生息地・生育地として機能発揮できるように努めること。</p>	<p>湿地再生については、2号調整池以西に分布する湿地の表層から0.5m程度を重機により削り取り、先行して造成した3号洪水調整池西側の造成部分と南東側の平地へダンプ等で運搬・山積みにして仮保存し、調整池工事の終盤に各洪水調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出すことで実施することとしています。2号調整池の東側に分布する湿地についても重機により表層から0.5m程度を削り取り、2号調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出します。</p>

意見	事業者の見解
	<p>ハンノキ林の成立までは20年程度を要する可能性が考えられますので、モニタリングを実施しつつ、必要に応じてハンノキの苗木を補植します。魚類の移植に当たっては隠れ場所となる施設を設ける等の措置を検討します。</p>
<p>(8) 景観</p> <p>建築物の高さ等の予測条件や環境の保全上の目標が不明確であるため、具体的な内容を示し、適切に予測評価を実施すること。</p> <p>また、予測条件を超える規模の建築物が設置されるなど、予測結果を超える景観の変化が懸念される場合には、追加の環境保全措置を実施するなど予測評価の実効性を確保するための対策を検討すること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、景観予測の条件について追記するとともに、景観の環境の保全上の目標については「形成される工業団地の外周に造成森林等を設けることで周囲から遮蔽し、周辺の里山環境や自然環境と調和させること。」と修正し、この目標と予測結果をもって評価を行いました。併せて予測の条件とした事項について進出企業に対して説明するとともに、これを越える場合の保全措置についても説明し実施を要請する旨を追記しました。(評価書p. 521、p. 527～p. 528)</p>
<p>(9) 温室効果ガス</p> <p>「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」の目標達成に支障のない事業計画とすること。</p> <p>供用後の関連車両の走行に伴う影響について、滋賀県域内の輸送を基にした予測評価を実施すること。</p> <p>供用後、立地企業に要請される温室効果ガス削減に向けた対策が中長期的な視点に立った内容のみであることから、特に運輸部門を対象に工場設置当初から実施できる具体的な内容を追加するなど、より実効性のある対策についても検討すること。</p>	<p>工事中については、改変区域の造成森林・造成緑地に植栽を行い、使用する重機類は省燃費機種の導入に努めるとともに、重機類、運搬車両の省燃費運転に努める計画です。供用後については、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の削減を図るため、立地企業に対して温室効果ガス排出削減等指針の対策メニューを提示し実施を要請するとともに、充電ステーション等のインフラ整備も含めて立地企業に対して電気自動車の積極的な利用を要請する計画です。また工業団地全体での取り組みについても工業団地協議会で検討していただきます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、大型車の走行距離を滋賀県内に限って再度計算しました。 (評価書p. 548～p. 549)</p> <p>供用後の施設からの温室効果ガス排出量については、一般的な排出量の予測結果で事業者による削減努力の効果は含まれておりませんので、事業者として実施可能な削減対策として、立地企業に対して温室効果ガス排出削減等指針の対策メニューを提示し実施を要請することとします。 (評価書p. 551、資料編p. 277～p. 284)</p>

意見	事業者の見解
	<p>また排出量の大部分は運搬車両の通行によるものですが、将来的には輸送車両についても電気自動車へ転換されていくことで温室効果ガスの削減が期待されますので、充電ステーション等の電気自動車のインフラ整備も含めて立地企業に対して積極的な利用を要請します。(評価書p. 551)</p>

(2) 日野町長意見とそれに対する事業者の見解

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第18条第2項の規定に基づく環境の保全の見地からの日野町長の意見ならびにそれに対する事業者の見解は以下のとおりである。

意見	事業者の見解
<p>1. 法令遵守</p> <p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮すること。</p> <p>また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。</p> <p>また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議し、諸手続きを行います。</p>
<p>2. 大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭</p> <p>(1) 対象事業実施区域の南側に特別養護老人ホームが隣接しているほか、2km圏内には環境保全配慮施設や住宅が数多く位置している。また、対象事業実施区域の北東側には鶏舎がある。</p> <p>このため、工事中および供用時、大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への重大な影響が懸念されることから、周辺の生活環境への影響について配慮すること。</p>	<p>近接する事業所に対しては、事業計画および環境影響評価についてご説明を行っております。工事中および供用時の大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への影響についての予測・評価結果に基づき、進出を希望される企業について訪問して現状把握を行い、低騒音・低振動の企業を優先することとします。</p> <p>また、企業へは地域住民とのトラブルを回避するため、事前に住民説明会を行うことを条件と致しております。</p>

意見	事業者の見解
<p>(2) 大気質の既存資料調査について、測定されてから15年以上経過しており、周辺地域の環境が変化している可能性がある。造成前後の変化を把握するために、対象事業実施区域周辺地域における大気質および中高層気象の測定を実施するよう検討すること。</p> <p>(3) 対象事業実施区域の土地造成において、企業の社会的責任の観点から、隣接する国道307号および町道石原鳥居平線との周辺の残置森林に緑化木を植栽し、排出される二酸化炭素の吸収源確保に努められたい。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の大気質については、安部居地先、鳥居平新田地先およびJAカントリーエレベーター横の3地点において現地調査を年4回各1週間実施し、現況を把握しております。(評価書p. 150、p. 152、p. 158～p. 162、p. 168～p. 171)</p> <p>中高層気象については既存資料の調査時点から土地利用状況の大規模な変化、温暖化の急激な進展等はないことから既存資料の引用は妥当と考えております。環境影響評価の結果から造成後の大気質の変化の程度はわずかであり、不確実性も小さいと判断されますのでモニタリングの実施は予定しておりません。</p> <p>隣接する国道307号および町道石原鳥居平線との周辺には残置森林を30m程度配置しています。地形上やむを得ず、改変するところにつきましては、造成森林区域として概ね30mを配置し、高木を植栽します。また、周辺部の残置森林部につきましても草本群落や疎林となっている個所については高木を植栽する計画といたしております。</p>
<p>3. 水質・防災</p> <p>(1) 造成による土地の改変により、降雨等による濁水が対象事業実施区域内にあるため池や河川に流入する可能性があり、下流地域の農業や漁業、ため池に生息する希少動植物や生態系等への重大な影響が懸念される。また、西桜谷地区では野川を用水として環境にこだわった農作物が収穫されている。このため、工事中の土砂等の流出に伴う水質の悪化および汚濁は、農業に重大な影響が懸念される。</p> <p>については、濁水の流出による動植物の生息・生育や農作物への影響について引き続き配慮を行い、水環境への影響を考慮した環境保全措置を講じること。</p>	<p>工事中の濁水の流出防止につきましては、土工事に先立ち仮設沈砂池等の仮設防災施設を設置することで対応します。</p> <p>また、工事中は適時モニタリングを行い、細粒子の流出も視野に入れ必要に応じて仮設沈砂池内に濁水防止膜(バイオログフィルター)の設置による濁質の流出低減を検討します。バイオログフィルターは、100%天然のヤシ纖維から作られた環境にやさしい濁水濾過フィルターで、1個が直径30cm・長さ2m程度のため人力で設置可能です。木杭または単管による固定で簡単に施工できるため、必要な時に直ちに濁水対策が可能です。また使用後は、植生基盤材や土留材として再利用が可能です。(評価書p. 296)</p> <p>このほか、水環境への影響を考慮した環境保全管理・措置を講じます。</p>

意見	事業者の見解
<p>1号洪水調整池および2号洪水調整池におけるハンノキ群落の再生の試みにあたっては、防災が十分に果たされるのか、濁水発生は防止されるのかなど、調整池そのものの機能への影響についても明らかにした上で予測・評価し、その結果を示すこと。</p> <p>(2) 洪水調整池をビオトープとして利用するのであれば、一定の底泥を調整池内に常時堆積させ植物を生育させることとなるため、洪水調整池の貯水量や流入水の滞留時間、流出水の濁度、メンテナンス方法などの要素が当初の設計から異なることが予想され、洪水調整能力や濁水の発生防止が十分に働くかおそれがある。そのため、ビオトープとして利用することを踏まえた調査・評価を行うこと。</p>	<p>ハンノキ群落については、各洪水調整池の堆砂部周辺に湿地表土の撒き出しを行うことで再生を試みることとしており、必要に応じて苗木の補植を考えています。調整容量や貯砂容量には十分な余裕があり、形成される疎林および草本群落の現存量は調整容量・堆砂容量の余裕と比べて十分少なく、洪水調整機能や濁水防止機能に支障をきたすおそれはないと考えます。</p> <p>なお、工事完成後は、調整池流入までに多くの集水枠やマンホールが設置されるほか、工場敷地の転圧や早期緑化を施すことにより濁水の流出が削減できると考えます。</p>
<p>(3) 洪水調整池以外にビオトープを創出する場合にあっても、造成計画を明らかにしたうえで、上記を考慮した調査・評価を行うこと。</p>	<p>実施設計については現在検討中ですが、比較的工事の進捗が早い宅地②周辺の造成森林部を利用し、不透水層を形成した後に現存する湿地帯の表土を巻きだし、水たまりを有するビオトープの施工を予定しています。施工図を含む詳細な造成計画については工事の実施に先立ち作成し、日野町に明示します。</p>
<p>4. 生態系の保全</p> <p>重要種や重要植生が確認された結果を受けて、生態系の保全の観点から動植物の包括的な保護対策を講じること。合わせて森林、緑化等の環境保全措置を講じること。また、継続的に事後調査に努め、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>動植物の包括的な保護対策並びにモニタリング計画については、準備書の第8章、第9章に記載のとおりです。なお、事後調査の結果、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、またその報告については条例の定めに従い、県に送付し縦覧します。</p>
<p>(1) 対象事業実施区域内の土地利用計画において、ビオトープの位置や構造などが定まっていない。これを明らかにし、これらを踏まえた環境影響評価を実施すること。なお、この計画に伴い造成計画や環境への影響を明らかにし、これが変化する場合は必要な調査等を実施すること。</p>	<p>主たるビオトープ施設を設置する洪水調整池内については、改変区域の湿地の表土を土工前に採取して、3号洪水調整池の周囲で仮保存し、1号洪水調整池および2号洪水調整池の完成後、仮保存した湿地の表土をまきだし、ハンノキ群落の再生を試みるとともに湿地の再生を誘導する計画です。施工図を含む詳細な造成計画については工事の実施に先立ち作成し、日野町に明示します。</p>

意見	事業者の見解
	また造成森林部について、比較的工事の進捗が早い宅地②周辺の造成森林部を利用し、不透水層を形成した後に現存する湿地帯の表土を巻きだし、水たまりを有するビオトープの施工を予定しています。
(2) 事業計画区域内にハチクマの営巣木が存在し、繁殖が確認されている。ハチクマの営巣中心域は営巣木を中心として半径300m程度の範囲であるとしている一方で、保全対策にはこれが確保されていない。十分な保全範囲を確保するか、計画の妥当性を明らかにすること。	ハチクマの営巣に対する影響として営巣木を伐採しない場合でも工事区域と営巣木の距離が近接している場合、営巣放棄の可能性がありますので、モニタリングの結果、今後も継続して同じ巣を使用すると判断された場合は土地利用計画を見直し、残置森林を拡大することを検討しております。ハチクマについてはサシバやオオタカのような保護指針がありませんので、拡大する範囲については猛禽類の有識者に相談し、ご指導を頂いております。
(3) 対象事業実施区域内で生育が確認された注目すべき植物種に対しては、影響の程度が中程度または大きい場合のみならず、可能な限り措置を講じられたい。	対象事業実施区域内で生育が確認された注目すべき植物種に対しては、影響の程度が中程度または大きい場合のみならず、緑地帯や造成森林の一部に表土を巻きだす等の対策により可能な限り対応します。
(4) 改変区域の湿地の表土を3号洪水調整池の周囲で仮保存する間の保存方法は、保全・再生を試みようとする動植物種に適した方法とし、その方法を明らかにすること。	2号調整池以西に分布する湿地については、重機により表層から0.5m程度を削り取り、先行して造成した3号洪水調整池西側の造成部分と南東側の平地へダンプ等で運搬し、山積みにして仮保存し、2号調整池、1号調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出します。2号調整池の東側に分布する湿地についても重機により表層から0.5m程度を削り取り、2号調整池の堆砂部分周囲に形成した池底に撒き出します。 現在は洪水調整池が消滅していますが、他事例ではこの手法により調整池内に湿地環境が再生されており、湿地性の動植物の保全措置として妥当と考えます。
(5) 影響が大きいと予測された注目すべき種の繁殖にあたって、残置森林内に残る水溜りを利用するとされているが、活用できる水溜りが示されておらず、この有効性について疑問がある。移植に係る具体的な計画を明らかにし、有効性を示すこと。	実施設計については現在検討中ですが、比較的工事の進捗が早い宅地②周辺の造成森林部を利用し、不透水層を形成した後に現存する湿地帯の表土を巻きだし、水たまりを有するビオトープの施工を予定しています。施工図を含む詳細な造成計画については工事の実施に先立ち作成し、滋賀県および日野町に明示します。

意見	事業者の見解
<p>また、人工飼育について検討されているが、人工飼育の方法および飼育後の計画について明らかにすること。なお、これらのことについてでは、識者の見解も示すこと。</p>	<p>本環境影響評価で生物関係の調査を担当した機関は、人工飼育について日野町内の企業での実績もあり、具体的な計画を策定・提出する予定です。</p>
<p>(6) これまでの調査以外にも、造成工事等の改変において新たに注目すべき動植物の種や生育が確認される可能性もある。確認された場合には、その保全等に関してその都度識者の意見を聴き適切に措置すること。また、その結果や措置の内容については、事後調査等において明らかにすること。</p>	<p>今後の調査において新たに注目すべき種が確認された場合は有識者に相談してご指導を頂き、適切な環境保全措置を講じるとともに、措置の内容および事後調査結果を条例の定めに従い、県に送付し縦覧します。</p>
<p>5. 廃棄物の処理</p> <p>造成事業にあたっては多量の廃棄物の発生が見込まれる。適切な廃棄物の処理はもちろんのこと、再利用可能な廃棄物については、極力再利用すること。</p>	<p>伐採木のうち、直径が概ね12cm以上の幹材については、専門業者に有価物として出荷します。その他の小木、根、枝等については廃棄物として適正に処分します。また、近年薪炭への利用も多いことから、近隣市町と協議し燃料として利用できる旨を広報等により呼びかけをお願いします。</p>
<p>6. 交通量・渋滞・道路騒音・道路振動・大気汚染</p> <p>国道307号は日野町の工業地帯を南北に走っており、通勤時間帯は特に交通量が多く、渋滞が発生している。また、特に対象事業実施区域周辺はアップダウンやカーブがあるため、慢性的に交通渋滞が発生しやすい個所である。</p> <p>本事業の工事および供用により、国道307号および特別養護老人ホーム付近の道路交通量が増加する可能性があるため、道路交通に起因する騒音・振動および大気汚染による生活環境への重大な影響が懸念される。特に、町道鳥居平安部居線について、日野町で道路改良工事の予定がないことから、騒音・振動の環境の保全上の目標と整合するよう、新たな手立てを検討すること。</p> <p>交通渋滞の発生しやすい路線特徴を考慮したうえで、工業団地への進入道路を複数想定し交通量や渋滞を考慮した環境への影響について配慮すること。</p>	<p>関係車両の交通の分散化も含めて工業団地全体として騒音レベル・振動レベル・低周波音を削減するような枠組みについては、立地企業・日野町とともに構築を検討します。</p> <p>事業者としては、立地企業に対して送迎シャトルバスの運用を検討するよう要請するほか、日野町に対しても町営バスの路線開設を要請することとしておりますので、その旨評価書に追記しました。(評価書p. 255)</p>

意見	事業者の見解
<p>7. 地域住民などへの事業周知</p> <p>(1) 地域住民や農業者に対しては、積極的に情報提供を行い、事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得ること。</p>	<p>農業者を含む地域住民に対しては、令和3年末から令和4年の初頭にかけて各自治会代表者を訪問して事業内容を説明しました。</p>
<p>(2) 近隣の工場等に対して事業計画等について、十分な周知を図るように環境影響評価方法書の段階で日野町長より意見を付し、十分に協議・周知を行うとの対応が示されていたところであるが、準備書の提出時点でいまだ行われていない。</p> <p>速やかにこれを実施すること。</p>	<p>また環境影響評価の結果説明会への住民参加を求めた後、令和4年1月13日に説明会を開催しました。</p> <p>近隣企業者や事業者に対しては個別に訪問し、事業計画および環境影響評価準備書の内容について説明いたしております。</p>
<p>8. その他</p> <p>(1) 資料の記入内容について、整合性が図られるよう見直しを行うこと。</p>	<p>資料の記入内容について、誤植等、再度確認を行いました。</p>
<p>(2) ビオトープの管理と併せて、周辺地域における環境の事後調査を計画的に行うこと。</p>	<p>事後調査の計画に対しては、準備書手続きにおいて意見をいただきましたので、それらを踏まえて評価書に計画を記載しました。これに基づき、確実に実施します。</p>
<p>(3) 予期せぬ問題の対応のため、第3者を含めて審議等ができる場を設け、調査や対策を積極的に行い、問題解決がなされるよう努めること。</p>	<p>設立を予定している協議会については、他の工業団地と同様に日野町へ事務局をお願いする予定となっております。</p>
<p>(4) 造成終了後も、進出する企業に対して環境保全が保たれるよう意識啓発に努めること。</p>	<p>進出企業に対しては、事前に会社訪問を行う予定で、環境保全が保たれるようお願いをする予定です。</p>

(3) 環境影響評価準備書に対する住民意見およびそれに対する事業者の見解

令和4年1月4日から令和4年2月17日までの間に住民から意見は提出されなかった。

(memo)